

『生デの会』規約（案）

2018年10月20日

第1章 総則

第1条 本会の正式名称は、「武蔵野美術大学短期大学部生活デザイン科同窓会」とし、略称は生デの会とする（以下「本会」という）。

第2章 目的および活動

第2条 本会は、生活デザイン学科の卒業生としての視点に立ち、会員相互の親睦を図り、武蔵野美術大学校友会との連携により武蔵野美術大学の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。
(1) 会員相互の交流と親睦および研鑽に関する活動。
(2) その他、ウェブサイトの運営等、本会の目的を達成するために必要な活動。

第3章 会員

第4条 本会は、次の会員をもって構成される。
(1) 正会員は、武蔵野美術短期大学生活デザイン学科および武蔵野美術大学短期大学部生活デザイン科を卒業した者、それぞれの専攻科を卒業した者、所定の校友会費を納めた校友会会員とする。
(2) 特別会員は、武蔵野美術短期大学生活デザイン学科および武蔵野美術大学短期大学部生活デザイン科に在籍した教職員。
(3) 賛助会員は、前項に該当しない者で本会の目的に賛同し、その活動に協力する者とする。正会員が推薦し役員会にて承認を得るものとする。ただし総会においての議決権を有しない。

第5条 会員は、本会すべての活動に出席し参加することができる。また、本会の活動に対して意見を述べることができる。

第6条 本会に迷惑行為および会員にとって不都合な行為があった会員については、役員会の決議により除名勧告することができる。

第4章 役員の仕事、選出および任期

第7条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 2名以内
(3) 事務局長 1名
(4) 会計 1名

第8条 本会に監査を1名置く。

第9条 役員および監査の任務は、次のとおりとする。
(1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。
(2) 副会長は、会長を補佐して会務を担当し、会長に事故がある時は互選によりその代理を行う。

- (3) 事務局長は、本会に係る事務を統括する。
- (4) 会計は、本会会計業務を行う。
- (5) 監査は、会計および活動の監査を行い、その適正を判断し、監査結果を役員会と総会に報告するとともに、必要のある時は意見を申し述べることができる。

第 10 条 役員および監査の選出については、次のとおりとする。

- (1) 会長および他の役員は、その候補者を役員会において推薦し、総会の承認を経て選出するものとする。
- (2) 監査は、役員会または校友会から推薦を受け、総会において承認を受けるものとする。

第 11 条 役員および監査の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長および他の役員の任期は、1 期 2 年とし、再任を妨げない。
- (2) 監査の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 欠員によって補充された役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第 12 条 不都合な行為があった役員については、会長は役員会の審議を経て、総会の承認により解任することができる。

2 役員会において解任が適当であると認められた役員については、総会決議までの期間、役職停止とする。

第 13 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が推薦し、役員会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問を受け意見を具申する。

第 5 章 会議

第 14 条 本会の会議は、総会および役員会とし、会長がこれを招集する。

第 15 条 総会は、定期総会および臨時総会とする。

- 2 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 3 定期総会は、原則として毎年 1 回、会計年度終了後概ね 3 ヶ月以内にこれを開き、次の事項を審議する。
 - (1) 年度経過報告
 - (2) 決算および予算案の承認
 - (3) 役員の変更
 - (4) 規約の変更
 - (5) その他の重要事項
- 4 臨時総会は、必要に応じて会長がこれを招集する。
 - (1) 役員会が必要と認めた時。
 - (2) 会員 10 名以上から会議に付議すべき課題を示して、臨時総会招集の請求があり、会長が必要と認めた時。ただし臨時総会では、あらかじめ公示された議題以外を審議することはできない。
- 5 総会は、会員 10 名以上の出席によって成立し、出席会員の過半数によって議決する。可決同数の時は、議長がこれを決する。
- 6 総会を招集するには、原則として開催日の 4 週間前までに会員へ通知しなければならない。

7 会員は、委任状により総会の議権を行使することができる。

8 総会の議長は会長がこれにあたる。

第16条 役員会は、定期会議および臨時会議とする。

2 役員会は、すべての役員をもって構成する。

3 定期会議は、概ね6ヶ月に1回の開催を原則とし、次の事項を審議する。

- (1) 月次経過報告
- (2) 月次決算の承認
- (3) 役員の変更
- (4) 規約の変更
- (5) 活動計画および業務執行その他の重要事項

4 臨時会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。ただし、役員数の3分の1以上から臨時会議招集の請求があった時は、速やかにこれを招集しなければならない。

5 役員会の成立は、役員数の5分の3以上の出席を必要とし、議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決とする。

6 役員は、委任により役員会の議決権を行使することができる。

第17条 総会および役員会の議事については、議事録を作成する。

2 役員の中から議長が選出した1名が議事録署名人として、前項議事録に記名押印する。

第6章 会計

第18条 本会の会計は、年度会計とし毎年4月1日より翌年3月31日までとする。決算は、3月末日に行うものとし、監査の会計監査を受けなければならない。

2 本会の予算および決算は、その案を役員会において作成し、総会の承認を得なければならない。

第19条 本会の維持費は、校友会本部助成金、寄付金、その他雑収入をもってこれにあたる。

2 維持費に余剰が生じた時は、役員会の決議を経てこれを積立金に繰り入れることができる。

第20条 本会は、積立金および維持費として、会員その他の寄付を受けることができる。

第21条 本会の財産は、すべて役員会がこれを管理する。

第7章 補則

第22条 本会則は、各役員会の議を経て総会の承認を得なければ、これを変更することはできない。

第23条 本会の所在地は会長宅に置く。

第24条 本会則に規定しない細則は、役員会の決議に従う。

附則本会の設立月日は2018年10月20日とする。